

支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について

学校給食費に係る支払督促の申立てについて、督促異議の申立てがあったことにより、訴えの提起があったものとみなされたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

記

- 1 事件名 学校給食費請求事件
- 2 裁判所 伊丹簡易裁判所
- 3 当事者 原告 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市
被告

4 訴えの理由

相手方は、学校給食費を滞納しており、再三の催告にも応じないため、支払督促の申立てによりその徴収を図ったところ、相手方が督促異議を申し立てたため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に遡って訴えの提起があったとみなされたもの。